

## 利用規約 新旧対照表

### 『マネージドEDR利用規約』

※表中「旧約款表記」内青文字部分を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧規約表記	新規約表記	内容
第1章 総則 第4条（オプションサービス）	-	<p style="color: red;">当社は、本サービスに付随するサービスとして、オプションサービスを提供します。</p> <p style="color: red;">2. オプションサービスは、本サービスの一部を構成するものとして、本規約等が適用されます。</p> <p style="color: red;">3. 利用者は、本サービスの利用契約期間において、オプションサービスの利用契約ができるものとします（オプションサービスのみ利用契約はできません。）。</p> <p style="color: red;">4. 本サービスの利用契約が終了したときは、当該契約終了日をもって、オプションサービスの利用契約は当然に終了するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションサービス追加による、オプションサービスに関する規定の追記。</li> </ul>
第2章 利用契約 第8条（利用契約期間）	<p>本サービスの最低利用契約期間は12ヵ月とし、利用者または当社から利用契約期間満了日の1ヵ月前までに解約の申出を行わない限り、利用契約は利用契約期間満了日の翌日から、利用契約期間も含めて同一の条件で更新されるものとし、以後の更新についても同様とします。ただし、前条第1項（特約の制定）に定める特約（以下「特約」といいます。）または第9条（利用契約の申し込み）第1項に定める当社所定の申込書（以下「利用申込書」といいます。）において、本項とは異なる利用契約期間を定めた場合は、当該特約または当該利用申込書に定める利用契約期間を優先適用するものとし、更新期間についても本項と異なる定めが当該特約または当該利用申込書においてなされた場合は、当該特約または当該利用申込書に定める更新期間を優先適用するものとします。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>本サービスの最低利用契約期間は3ヵ月とし、<span style="color: red;">オプションサービスの最低利用契約期間は1ヵ月</span>とします。利用者または当社から利用契約期間満了日の<span style="color: red;">2ヵ月前</span>までに解約の申出を行わない限り、利用契約は利用契約期間満了日の翌日から、利用契約期間も含めて同一の条件で更新されるものとし、以後の更新についても同様とします。ただし、前条（特約の制定）第1項に定める特約（以下「特約」といいます。）または第10条（利用契約の申し込み）第1項に定める当社所定の申込書（以下「利用申込書」といいます。）において、本項とは異なる利用契約期間を定めた場合は、当該特約または当該利用申込書に定める利用契約期間を優先適用するものとし、更新期間についても本項と異なる定めが当該特約または当該利用申込書においてなされた場合は、当該特約または当該利用申込書に定める更新期間を優先適用するものとします。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供スキーム変更に伴う、最低利用契約期間の修正。</li> <li>・オプションサービス追加に伴う、オプションサービスの最低利用期間の追記。</li> <li>・サービスオーダーの取り回しを考慮し、解約申請時期の修正。</li> </ul>
第2章 利用契約 第12条（申込内容の変更）	-	<p style="color: red;">利用者が、利用契約の内容の変更を希望する場合は、当社所定の変更申込書を提出することによって申し込むものとします。</p> <p style="color: red;">2. 当社は、前項の申し込みがあった場合、第11条（利用契約の成立）に従い取り扱うものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約内容を変更する際の届出方法の明記。</li> </ul>
第2章 利用契約 第16条（利用者が行う利用契約の解除）	<p>利用者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除の効力発生日の1ヵ月前までに当社所定の書面により通知するものとします。ただし、利用者は第7条（利用契約期間）に定める期間内または特約もしくは利用申込書で利用契約期間が定められている場合の当該利用契約期間内においては、契約を解除することはできないものとします。やむを得ず解除する場合、利用者は利用契約期間の残余の期間に相当する料金（以下「残債」といいます。）を当社の定める期日までに当社へ支払うものとし、また当社は、理由の如何にかかわらず利用者からすでに受領済みの本サービスの料金の払い戻しは行わないものとします。</p>	<p>利用者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除の効力発生日の<span style="color: red;">2ヵ月前</span>までに当社所定の書面により通知するものとします。ただし、利用者は第8条（利用契約期間）に定める期間内または特約もしくは利用申込書で利用契約期間が定められている場合の当該利用契約期間内においては、契約を解除することはできないものとします。やむを得ず解除する場合、利用者は利用契約期間の残余の期間に相当する料金（以下「残債」といいます。）を当社の定める期日までに当社へ支払うものとし、また当社は、理由の如何にかかわらず利用者から既に受領済みの本サービスの料金の払い戻しは行わないものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスオーダーの取り回しを考慮し、契約解除の申請時期の修正。</li> </ul>

<p>第5章 料金等 第28条（料金の支払方法）</p>	<p>当社は、第7条（利用契約期間）に定める最低利用契約期間もしくは特約または利用申込書に定める利用契約期間にかかる料金を、利用開始月の末日に請求（以下「請求日」といいます。）し、利用者は、請求日の属する月の翌月末日までに請求書に指定する金融機関口座に振込み支払うものとします。</p> <p>2. （略） 3. （略） 4. （略）</p>	<p>当社は、<b>当月の利用に関する料金を当月末日に請求し、利用者は、請求月の翌月末日までに請求書に指定する金融機関口座に振込み支払うものとします。</b></p> <p>2. （略） 3. （略） 4. （略）</p>	<p>・月額支払いを前提とすることによる修正。</p>
<p>第7章 損害賠償 第37条（責任の制限）</p>	<p>当社が当社の責に帰すべき理由により利用者の損害に対して責任を負う場合でも、以下に掲げる金額を超えないものとします。</p> <p>●利用者が利用契約に基づき当社に支払った本サービスの料金のうち、当該損害が生じた直前6ヵ月間に相当する部分の料金の合計額</p> <p>2. 前項の規定は、本サービスに関して当社が利用者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、利用者その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他本来の利用目的以外に使用されたことによってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は前条（責任の制限）の責任以外には、法律上の責任ならびに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。また、利用契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、原因の如何を問わずいかなる責任も負いません。</p>	<p>当社が当社の責に帰すべき理由により利用者の損害に対して責任を負う場合でも、以下に掲げる金額を超えないものとします。</p> <p>●利用者が利用契約に基づき当社に支払った本サービスの料金のうち、当該損害が生じた直前6ヵ月間に相当する部分の料金の合計額。<b>ただし、当該損害が生じた時点において、利用契約期間が6ヵ月に満たない場合は、利用開始日から当該損害の生じた時点までに相当する部分の料金の合計額とする。</b></p> <p>2. 前項の規定は、本サービスに関して当社が利用者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、利用者その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他本来の利用目的以外に使用されたことによってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、前項の責任以外には、法律上の責任ならびに明示または黙示の保証責任を問わず、<b>当社に故意または重大な過失がある場合を除き</b>、いかなる責任も負いません。また、利用契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、原因の如何を問わずいかなる責任も負いません。</p>	<p>・最低利用期間変更に伴う修正。 ・改正民法を鑑みた追記。</p>
<p>附則 （適用開始）</p>	<p>-</p>	<p>この改正規約は、2021年3月1日から施行します。</p>	<p>・本改訂に伴う施行日の追記。</p>